

船橋市立学校における働き方改革推進計画

1 目的

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにすることを目的とする。

2 本計画の位置づけ

本計画は、千葉県教育委員会より出された「学校における働き方改革推進プラン」により、市町村教育委員会による行動計画の策定及びその取組の促進を受けて、船橋市立学校が業務改善を図り、教職員の労働時間の短縮を推進し、その取組を進めることができるよう策定した行動計画である。

また、本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条及び「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第11条及び「船橋市立小学校及び中学校管理規則」第44条の2第4項及び「船橋市立特別支援学校管理規則」第54条の2第4項に基づいて定めるものである。

なお、本計画については、達成状況を検証しながら、必要に応じた見直しを図っていくこととする。

3 千葉県の実態

(1) 「教員等の出退勤時刻実態調査」から

千葉県教育委員会は平成30年度から全ての県立学校及び市町村教育委員会を対象として実施している「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果は以下のとおりである。

令和2年度から「在校時間」から自己研鑽等の「業務外の時間」を差し引いた「時間外在校等時間」について調査することとしている。

1月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校している教職員（いわゆる「過労死ライン」に該当する職員）の割合については、令和5年度に引き続き令和6年度も減少傾向にある。（表1）

（表1）教諭等の1月当たりの正規の勤務時間が80時間を超えている者の割合

調査時期	小学校	中学校	高等学校（県立）	特別支援学校
R7.11月	1.1%	9.9%	4.3%	0%
R6.11月	2.4%	14.9%	5.3%	0%
R5.11月	2.7%	17.7%	5.1%	0%

月当たりの時間外在校等時間が45時間以上80時間未満の教諭等の割合について、全校種の平均は24.5%だった。前年同月より7.4ポイント減ったので、全体的に45時間を超えて業務する教諭等の割合が減少したことについては、業務改善に向けての取組や意識の向上による結果と推察する。（表2）

(表 2) 教諭等における 1 月当たりの時間外在校等時間が 4 5 時間以上 8 0 時間未満の割合

調査時期	小学校	中学校	高等学校（県立）	特別支援学校
R7.11 月	24.4%	37.8%	19.5%	3.5%
R6.11 月	35.1%	46.0%	20.8%	7.5%
R5.11 月	39.9%	53.7%	26.8%	8.2%

(2) 「教職員の働き方改革に係る意識調査」から

抽出した 70 校を対象とし、千葉県教育委員会が平成 30 年度から実施している「教職員の働き方改革に係る意識調査」における「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」及び「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」は令和 2 年度までは上昇傾向にあったが、令和 3 年度以降は低下している。(表 3) 目標値に対し、十分とは言えない状況であったが、令和 7 年度の数値は上昇しており、長期休業中の「時差出勤」や「在宅勤務」の試行等によって、勤務時間に対する意識や考え方が変化していることが考えられる。

(表 3) 県調査「教職員の働き方改革に係る意識調査」

調査時期	子供と向き合う時間を 確保できている	勤務時間を意識して 勤務できている
R7.12 月	62%	90%
R6.12 月	62%	71%
R5.12 月	61%	76%
R4.12 月	64%	76%
R3.12 月	64%	79%

4 本市の実態

(1) 「教員等の出退勤時刻実態調査」から

本市においても、各学校からの報告により、教職員の勤務実態の把握に努めている。千葉県の実態と同じ条件で「時間外在校等時間」を集計した結果は以下の通りである。

1 月当たり正規の勤務時間を 80 時間超えて在校している教職員（いわゆる「過労死ライン」に該当する職員）の割合については、全体的に減少傾向にあり、県の割合と比較するとやや少ない。これは、取組に対して一定の結果が出ていると考えられる。(表 4)

(表 4) 教諭等における 1 月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超える者の割合

調査時期	小学校	中学校	特別支援学校
R7.11 月	0.7%	10.5%	0%
R6.11 月	1.9%	13.8%	0%

月当たりの時間外在校等時間が４５時間以上８０時間未満の者の割合については、緩やかな減少傾向にある。小・中学校は県と比較して少ない数値ではあるが、減少が緩やかであり、停滞している。特別支援学校は県と比較して高い結果ではあるが、数値は減少している。（表５）

（表５）教諭等における１月当たりの時間外在校等時間が４５時間以上８０時間未満の者の割合

調査時期	小学校	中学校	特別支援学校
R7.11 月	20.0%	34.3%	8.4%
R6.11 月	29.8%	34.3%	20.0%

本市の時間外在校等時間の平均時間（表６）は減少傾向ではあるが、改善の余地は多分にある。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

（表６）教諭等の時間外在校等時間の平均

調査時期	小学校	中学校	特別支援学校
R7.11 月	28 時間 33 分	45 時間 42 分	22 時間 25 分
R6.11 月	36 時間 34 分	50 時間 44 分	30 時間 43 分

（２）「教職員の働き方改革に係る意識調査」から

また、令和３年度から市内全公立学校で実施している「教職員の働き方改革に係る意識等調査」において、令和７年度の結果は、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」は７８％であり、県調査と比較し１６ポイント高く、「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」は７７％であり、県調査と比較し１３ポイント低い結果となっている。（表７）

（表７）市調査「教職員の働き方改革に係る意識等調査」

調査時期	子供と向き合う時間を 確保できている	勤務時間を意識して 勤務できている
R8.3 月	78%	77%
R7.3 月	70%	78%

5 本市の目標

業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにする。

計画においては「教職員の働き方改革に係る意識調査」の数値を令和9年度末までに10ポイント以上改善する。

(1) 「学校職員の勤務時間等に関する規則」で定める業務量の適切な管理について

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
 - ※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合
 - 1か月の時間外在校等時間100時間未満
 - 1年間の時間外在校等時間720時間以内
- (連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで)

※「在校等時間」について

文部科学省の指針では、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象としている。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間や正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間を除いた時間を「在校等時間」としている。

上記の在校等時間については、規則に定められた時間の範囲内であることを求めるのみであってはならず、「業務分担の見直しや適正化」、「必要な環境整備等の取組」を十分に講じた上で、目標の達成を目指していくことが重要である。

そこで、千葉県教育委員会が作成した「学校における働き方改革推進プラン」の内容を踏まえ、本市教育委員会の取組の中で12項目の取組に対して、期間を設定して、着実な実施を促すことで、在校等時間の遵守を図ることとした。

(2) 教職員の意識改革について

学校における働き方改革は、単に教職員の在校時間を短縮すれば良いというものではない。規則に定められた時間の範囲内であることの形式的な遵守が行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、家に持ち帰って業務を行う時間が増えたりすることを意図するものではない。

また、これまで学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくためには、教職員の業務量を減らすという業務改善の側面とともに、教職員一人一人が、「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする。」という働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つという、教職員の意識改革との両輪で進めていくことが必要不可欠である。

そこで、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」及び「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」の向上を図るため、令和9年度までに達成すべき数値目標を以下のとおり設定する。

	子供と向き合う時間を 確保できている教職員の割合	勤務時間を意識して 勤務できている教職員の割合
令和8年度	5ポイント以上	5ポイント以上
令和9年度	10ポイント以上	10ポイント以上

6 計画の期間

令和8年度～令和9年度

7 取組の方針

計画策定・組織的対応

- (1) 方針及び行動計画等の取組の徹底及びフォローアップ
働き方改革の「見える化」を推進

業務改善・意識改革

- (2) ICT等を活用した（校務DX化含）業務改善の推進
(3) 部活動指導の負担軽減
(4) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

連携

- (5) 学校を支援する人材の確保
(6) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

8 取組の検証・改善

市教育委員会は、県教育委員会の調査や勤務実態整理簿等により、進捗状況を把握するとともに、「学校における働き方改革推進会議」を中心に、学校現場からの意見等も聞きながら、取組の検証を行っていく。

また、検証を踏まえた新たな取組の追加及びこれまでの取組の見直しなど、計画の改定を適宜行っていく。

9 教育委員会の取組

(1) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

①業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。

②学校職員が参加する研修会や会議等及び市町村教育委員会への説明会や会議等で積極的に推進を図る。

・校長会議や校長研修会、副校長・教頭会議、学校訪問、所長訪問、課題別訪問、総合教育センター主催の研修会等

③方針及び行動計画について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直しを図る。

・市独自のチェックリストを作成し、実施する。

④学校における働き方改革に向けての優れた取組等を、各学校へ紹介し、広めていく。

⑤「業務改善」及び「意識改革」に向けた取組状況を、校長の人事評価の面談等において必ず評価し、適切なフォローアップを図る仕組みを構築する。

⑥教職員の時間外在校等時間の上限等に係る方針を「船橋市立小学校及び中学校管理規則」並びに「船橋市立特別支援学校管理規則」に反映する。

(2) 業務改善の推進

①時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定する。

②働き方改革に係る推進体制を構築する。

③業務改善目標を定め、業務改善のPDCAサイクルを構築する。

④校務のDX化に向けてICTの積極的な活用を推進する。

・デジタル技術の活用により、中学校における採点業務の効率化を維持する。

・「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」にある「教職員と保護者間の連絡のデジタル化」の目標値を、80%にする。

⑤学習指導に係る業務について、校務DX化を踏まえ、ICTの積極的な活用を推進する。

⑥学校事務の共同実施の活用を図る。

⑦学校への調査等を整理・精選する。

・学校教育部内において、提出書類の整理・精選を行う。

- ・教育総務課より教育委員会内各所属に対し、文書等の精選に努めるよう依頼する。
 - ・県教育委員会へ、提出書類の整理・精選を要望する。
- ⑧学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選する。
- ・全課において整理・精選を行う。

（３）部活動の負担軽減

- ①「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿って適切な活動時間や休養日等を設定し、活動方針を各学校のホームページに掲載することで保護者、地域に周知する。
- ・令和１０年度には、一部の地域や部活動において地域展開を進め、令和１３年度には、原則、休日すべての部活動の地域展開を実現する。

（４）勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- ①ＩＣＴの活用により教職員の勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。
- ・令和元年１２月実施
 - ・令和８年 年休日数、業務の持ち帰りに関する把握の実施
- ②教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる連絡対応等ができるような体制を検討する。
- ・令和３年４月留守番電話実施
 - ・令和８年 リーフレット作成
- ③教育委員会として、学校閉庁日を設定する。
- ・令和４年度から、夏季・冬季休業期間中に５日間で実施する。
 - ・令和８年度から、１月４日を加える。
- ④ストレスチェックの実施率を８０％以上にする。
- ⑤長期休業中に「時差出勤」・「在宅勤務」を設定する。

（５）学校を支援する人材の確保

- ①支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実を図る。
- ・スクールカウンセラーにおいては、小学校に船橋市で任用している者を週１日、県で任用されているカウンセラーを隔週１日配置している。中学校には県で任用されているカウンセラーが週１日配置されているが、更に令和９年度までに市で任用するカウンセラーを学校の要望に応じながら週１日配置できるようにする。特別支援学校に配置している市のカウンセラーは今後も継続していく。
 - ・スクールソーシャルワーカーにおいては、令和５年度からの拠点校配置（全中学校区２６校と市立船橋高等学校）を継続していく。令和６年度から中学校区内の学校数、派

遣申請数、対応件数が多い中学校区に対して、週1日から週2日の配置拡大を進めている。今後も状況を見ながら、必要に応じて配置拡大の検討を進めていく。

②教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフの配置を促進する。

- ・千葉県教育委員会へ増員を要望する。

③教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置を促進する。

- ・千葉県教育委員会へ要望する。

④運動部活動外部指導者派遣事業では、令和9年度には年間47回から52回へと拡大する。また、運動部活動指導員では、引き続き各学校の要望に応えられるよう事業を進めていく。

⑤文化部活動指導員の派遣20名、文化部活動外部指導者20名を令和8年度以降も維持する。

⑥青少年センターによる街頭補導を市内6か所で月2回実施している。

また、市内を12地区に分け、教育委員会が委嘱した134名の青少年補導委員が、それぞれの地区で月1回街頭補導を行っている。令和8年度以降もこの体制を維持する。

⑦東部地区に屋内型温水プール（拠点プール）を設置し、補助指導員を配置するとともに、教職員に代わりプールの維持管理業務の委託を行う。

⑧教員が授業に専念できる環境を整えるとともに、多忙化の解消に資するよう学校事務、学校司書、理科実験事務員、用務員等の市費負担職員の配置を継続する。

⑨特別支援学級に配置される支援員においては、新規開設及び学級増分の増員を計画的に進めている。

- ・通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の増加に伴う支援員の増員についても、計画的に進めている。今後も状況を見ながら、必要に応じて増員の検討を進めていく。

⑩令和11年度までに学習サポーターの派遣を150人、3,400回の派遣ができるよう進めていく。

⑪小学校・特別支援学校の校内教育支援センターで児童の見守りや交流を行うスクールアシスタントを週5日の配置を継続していくとともに、1日の勤務時間を現在の4時間から5時間に令和9年度までに拡大する。中学校の校内教育支援センターには生徒の学習支援を行うピアサポーターを加配教員が配置されていない学校に週3日配置しているが、令和9年度までに週5日の配置を目指す。

（6）学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

①校外における事故等の対応について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。

- ・連絡体制の作成のために、対応モデルを紹介する。
- ・令和6年度 全校に学校運営協議会導入

②教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、P T A等に文書等により必要な要請を行う。

・教育委員会から保護者や地域あてへ文書を出し、学校をサポートする。(勤務時間内の連絡への協力等)

③県教育委員会と市教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進していく。

④保護者や地域の理解・協力を得ながら進められるよう、働き方改革に係る取組状況をホームページで公表する。

1 0 学校の取組

(1) 方針及び行動計画等の取組の徹底及びフォローアップ

①校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方改革に関する視点を盛り込み、業務量管理・健康確保措置の実施、促進を学校全体で取り組むとともに、P D C Aサイクルを構築する。

・学校運営協議会の承認を得る。

・市独自のチェックリストを作成し、実施する。

②校長は、学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるような取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る。

③教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。

④校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価を実施する。

(2) 業務改善の推進

①校長は、「学校と教師の業務の3分類」を徹底するための取組を行う。

②校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。

・「スクラップ アンド ビルド」の意識

・以前からある体験活動等の見直し(学習指導要領との関連)

・行事の練習・準備期間の短縮

③校長は、校務のD X化に向けてI C Tの積極的な活用を推進する。

・メールや校内共有フォルダーを活用した情報共有等

④校長は、学習指導に係る業務等について、校務D X化を踏まえ、I C Tの積極的な活用を推進する。

⑤校長は、会議や打合せ等の効率化を図る。

・会議の開始時刻・終了時刻及び提案時間の設定

・校内ネットワーク等を活用した資料のペーパーレス化

- ・会議の進行について予定を作成し、勤務時間内に終了する。

⑥校長は、事務の合理化を図る（電子化等）。

- ・職員会議等の提案資料や指導案及び電子教材等をフォルダーで共有
- ・週案の電子化等
- ・目標申告シートを活用し、学級経営案と兼ねる。

⑦教材費等学校徴収金は、銀行振り込みや口座引き落としによる徴収とする。

- ・教職員が児童生徒から直接現金を集め、業者に支払うことがないような体制を整える。
（校外学習等の集金）

⑧地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。

- ・学級担任等が、地域ボランティア等との連絡調整の学校側の窓口とならない体制を整える。

⑨学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。

- ・各委員会等の見直しを図り、効果的に機能する委員会等の統廃合を図る。
- ・委員会等の構成員を考慮し、会議日を設け、委員会等を同時に開催する。

（３）部活動の負担軽減

①「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、活動方針を策定し、部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運営を適切に行う。

※運動部活動の適切な活動時間及び休養日

○適切な活動時間長くとも、平日の活動時間は２時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は３時間程度とする。

これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

○休業日の設定

平日に１日以上、週末に１日以上、少なくとも週当たり２日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休業日を振り替える。

長期休業中も上記に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

②校長は、週当たり平日１日及び土日に１日以上、部活動の「休養日」を設定するとともに、年間をならして、教職員が部活動ガイドラインに則った活動時間を順守して部活動に従事するよう指導する。

③複数の職員で１つの部を担当する。（複数顧問の配置）

（４）勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- ①管理職は、ICTの活用により教職員の勤務時間を客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。
- ②職員の持ち帰り業務の状況について、面談等により適切に把握し、業務の平準化・効率化につとめる。
- ③教職員は、月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を12時間以内とする。なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を調整する。
- ④教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。
- ⑤校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。
 - ・出退勤時刻を確認する。
 - ・長時間勤務の傾向にある教員について、学校組織全体で支える体制を整える。
- ⑥校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。
 - ・定時退勤日を全職員一斉に実施している学校については、管理職がアラームセットを確実に行う。
- ⑦校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努めるとともに、夏季休暇や年次休暇の取得に努める。
- ⑧校長及び教職員は、長期休業期間中の土曜日・日曜日はできるだけ業務に従事しないようにする。
- ⑨校長は、教職員が長期休業中に時差出勤・在宅勤務を取得できるようにする。
- ⑩校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇を取得するよう奨励する。
- ⑪校長は、教職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇等の取得を奨励する。

(5) 学校を支援する人材の確保

- ①校長は、学校のより一層の業務適正化に向けて学校運営協議会や保護者や地域、ボランティアにお願いすることが可能な業務について依頼し、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。

(6) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

- ①校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住民等に適切に説明を行う。
 - ・教育委員会からの通知をもとに説明を行う。
- ②校長は、校外における事故等の対応について、学校や家庭、地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。